

広島県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があった旨、江田島市選挙管理委員会から報告があった。

令和七年四月十日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

指 定 施 設		変 更 事 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
幸ノ浦老人集会所	江田島市江田島町幸ノ浦二丁目12番7号	名称	幸ノ浦集会所
大柿厚生文化センター	江田島市大柿町柿浦2579番地4	所在地	江田島市大柿町柿浦1508番地 1